

「休学願・授業料減免願」提出の注意点

- 1、「休学願・授業料減免願」は、本人・父母(保証人)それぞれが署名し、別印で押印してください。
- 2、休学期間は、春学期(4月1日～9月23日)、秋学期(9月24日～3月31日)、通年(4月1日～3月31日)のいずれかとなります。引き続き次年度も休学を希望する場合は、次年度用の休学願をあわせて提出してください。また、上記以外の休学期間を希望される場合は、別途お申し出ください。
- 3、下記期日までに休学の手続きを完了した場合、学費(授業料・施設設備費・諸費)のうち「授業料」が免除となります。「施設設備費・諸費」は納付が必要です。
- 4、春学期および通年の授業料減免を希望される場合は、**4月末日※**までに**「休学願・授業料減免願」の提出**、および**施設設備費・諸費の納付**を完了してください。
秋学期の授業料減免を希望される場合は、**9月末日※**までに**「休学願・授業料減免願」の提出**、および**施設設備費・諸費の納付**を完了してください。

※4月末日および9月末日が、大学の休業日にあたるときは、その前日となります。

- 5、春学期において「休学願」を5月1日以降に提出した場合は、春学期学費の納付が必要となります。納付がない場合は**7月1日付学費未納除籍**となります。
秋学期において「休学願」を10月1日以降に提出した場合は、秋学期学費の納付が必要となります。納付がない場合は**12月1日付学費未納除籍**となります。
- 6、海外渡航予定の方(海外学習、その他海外でのインターンシップ、ワーキングホリデーなど)は、PorTa IIの留学支援(渡航情報入力)にアクセスし、渡航に関する情報の入力をお願いします。入力された情報は、安否確認等に使用します。また、海外渡航前には「危機管理セミナー」を受講してください。
【国際交流センターホームページ】
https://www.dokkyo.ac.jp/international/abroad_system/overseas_trip/case2.html
- 7、休学した後、認定留学への移行を検討している場合は、休学前に必ず国際交流センターで事前指導を受けてください。
- 8、授業料の免除が許可された方で、すでに納付済の場合は、後日返金となります。
- 9、申請は郵送でも結構です。獨協大学教務課学事係宛に送付してください。

【提出先】

獨協大学教務課学事係(〒340-0042 埼玉県草加市学園町1-1)

【問い合わせ窓口】

■休学の手続きについて :教務課学事係 (048-946-1761)

■学費について :会計課 (048-946-1648)

■履修登録および単位修得について :教務課各学部担当窓口

 外国語学部係 (048-946-1656)

 国際教養学部係 (048-946-1825)

 経済学部係 (048-946-1657)

 法学部係 (048-946-1658)

 獨協大学教務課学事係